

総合防災訓練を実施します

昭和53年に発生した

宮城県沖地震から30年目を迎えます

総合防災訓練は、これまで本庁地区での開催でしたが、総合支所管内での災害対策を強化するため、今年度は、各総合支所管内で開催します。

今年度は昭和53年に発生した宮城県沖地震から30年目を迎える中、先の北部連続地震で被災した河南地区を主会場として、各種訓練を実施しますので、皆さんの参加をお願いします。

◆日時 6月12日(木)
午前9時30分

◆主会場 河南地区 遊楽館

※午前9時30分にサイレンを鳴らします。

○主会場以外の防災訓練

・雄勝地区 6月8日(日) 午前9時

・熊沢・羽坂・桑浜地区 熊沢・羽坂・桑浜

・桃生地区 6月8日(日) 午前9時30分

・北上地区 6月8日(日) 午前9時

・北鹿地区 6月1日(日) 午前9時

・荻浜地区全域

※各地区ともに訓練開始時にサイレンを鳴らします。

※河北地区は、7月以降に開催予定です。

○防災対策課(内線397)

介護保険

負担限度額認定証の更新受け付け

7月1日(火)から行います

施設入所やショートステイ利用時の食費・居住費が減額される、現在使用中の「介護保険負担限度額認定証(紫色)」の有効期限は6月30日となっています。

この認定証の更新受け付けは、7月1日(火)から行います。

詳しくは6月下旬に、自宅または入所施設へ「更新案内」と

「申請書」を郵送致しますので、そちらをご覧の上、手続きを行ってください。

なお、新規申請については、随時、受け付けをしています。

○介護保険課(内線300・301)・各総合支所保健福祉課

児童手当受給者の皆さんへ

「現況届」の提出を忘れずに

「現況届」は前年の所得と現在の養育状況を調べるもので、これを怠ると6月分から支給できなくなりますのでご注意ください。

現在、児童手当を受給している方には、必要書類を郵送しますので、指定された日に必ず提出してください。

また、昨年度の「現況届」で認定されなかった方も、昨年度の所得状況により、認定される場合もありますので、お問い合わせください。

手続きに必要なもの

健康保険証、国民年金の方は年金手帳、申請者名義の預金通帳、印かん

※転入された方は、平成20年1月1日現在の住所地の市町村で発行した所得証明

申請をしていない方へ

小学校修了前の児童を養育している方で、所得が一定額未満の場合に支給されます。個人通知はしていないので、該当すると思われる方は手続きをしてください。

現況届日程表

会場	期日	受付時間
向陽地区コミュニティセンター	6/18(木)・19(木)	9:30~12:00
稲井公民館(1階 ホール)	6/20(金)	
渡波公民館(2階 会議室)	6/23(月)・24(火)	
文化センター(2階 第4研修室)	6/26(木)・27(金)	
荻浜支所	6/25(水)	13:00~16:00
河北総合支所(保健福祉課窓口)	6/18(水)~20(金)	
北上総合支所(保健福祉課窓口)	6/18(水)・19(木)	
雄勝総合支所(保健福祉課窓口)	6/19(木)・20(金)	9:00~12:30 13:30~17:30
桃生総合支所(桃生公民館管理事務室) (※中津山二小体育館側からお入りください)	6/23(月)・24(火)	
大原出張所	6/18(水)	9:30~12:00 13:00~16:00
牡鹿保健福祉センター(清優館)		
河南母子健康センター	6/18(水)・19(木)	9:30~12:00 13:00~15:00
鹿又農業研修センター	6/20(金)	

今月は児童手当の支給月です

2月から5月までの4カ月分の児童手当を6月10日(火)に口座に振り込みます。

○子育て支援課(内線424・425)

各総合支所保健福祉課

みやぎっこ子育て家庭応援事業がスタートします

協賛店・協賛企業を募集中

県では、子育て家庭を地域全体で支援する環境づくりを進めるため、みやぎっこ子育て家庭応援事業を開始します。これは、子育て世帯(15歳未満の子どもまたは妊娠中の方がいる世帯)が協賛店・協賛企業で商品購入やサービスを利用する際、県が

発行する「応援カード」を提示すれば、割り引きや各店ポイントカードの割り増しなどが受けられます。

現在、この事業の協賛店・協賛企業を募集しています。

○協賛内容 サービスは子育てに関わる内容であれば、ポイント割り増しや粉ミルク用お湯の提供など、お店や企業が自由に決められます。

募集期間 随時
事業実施期間 平成23年3月31日まで
応援カード 6月中に子育て世帯へ配布する予定です。

○県子ども家庭課 ☎022・211・2528・子育て支援課(内線266・425)

国民健康保険加入の皆さんへ …簡易申告はお済みですか？

国民健康保険に加入している世帯は、毎年必ず前年の所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があります。

国保世帯の世帯主（本人自身が国保に加入していない場合も含みます）と国保に加入している世帯員全員の合算所得金額が、一定基準額を下回る場合、均等割額（一人ひとりにかかる額）と平等割額（世帯ごとにかかる額）が軽減される制度がありますので、次のような方は必ず簡易申告をしてください。

- ①平成19年中に収入のなかった方。（平成19年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含みます）
- ②平成19年中に障害・遺族年金を受給していた方。（ただし、国民年金などの受給者は、申告は不要です）
- ③平成19年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方など。

受付場所

本庁1階 保険年金課保険税グループ窓口9番および各支所各総合支所市民生活課国保税担当
※すでに税務署や市役所、各総

合支所で国保加入者分（国保に加入していない世帯主も含む）の申告を済ませている場合は必要ありません。

※国保加入世帯の中に、①～③のいずれかに該当しているにもかかわらず、1人でも未申告の方がいると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額のご注意ください。

■ 保険年金課（内線249・275・649）・各総合支所市民生活課

6月から市の特定健康診査が始まります！

（平成20年4月1日現在）
石巻市国民健康保険に加入している方

（40～74歳の方全員）
健診の実施時期にあわせ順次受診票が届きます。受診票を持参の上、受診してください。

後期高齢者医療制度に加入している方

（平成20年1月～2月に健診希望の申し込みをされた方）
健診の実施時期にあわせ順次受診票が届きます。申し込みをしていない方で健診を希望される方は、ご連絡ください。

国民健康保険以外の被用者保険に加入している方

加入する保険者から送付される受診券、保険証など持参の上、受診してください。

※健診日程は、全戸配布チラシをご覧ください。
※健診期間内に受診できない方は、ご連絡ください。

※「市国民健康保険特定健康診査等実施計画」を市のホームページでご覧になれます。
■ 健康推進課（内線267）・保険年金課（内線646・647）・各総合支所保健福祉課

証明書自動交付機のお知らせ

自動交付機で、平日はもちろん休日でも、住民票、印鑑登録証明書をとることができます。

○設置場所と利用時間

・市役所本庁舎玄関ホール
午前8時30分～午後7時
（12月29日～1月3日は除く）

※自動交付機の利用には、暗証番号の登録が必要です。詳しくは、市民課にお問い合わせください。
■ 市民課（内線258・441）

医療費が高くなったとき 後期高齢医療制度被保険者の皆さんへ

1か月の医療費が高額になったときは、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。

	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位で合算）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% （44,400円）*1
一般	12,000円	44,400円
低所得*2	II	24,600円
	I	15,000円

※1 「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。（ ）内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額。

※2 低所得II…世帯全員が住民税非課税の方
低所得I…世帯全員が住民税非課税であって、世帯の所得が一定以下の方

低所得I・IIの方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることによって、自己負担限度額と食事代が減額になりますので、保険年金課、各総合支所、支所の窓口申請してください。ただし、世帯全員の所得申告が必要となります。

■ 保険年金課（内線471・648）

電話での年金相談は

「ねんきんダイヤル」へ

社会保険庁では、「ねんきんダイヤル」サービスを開始しています。

◆年金請求などの年金相談

0570-05-1165番

◆「ねんきん特別便専用ダイヤル」

0570-058-555番

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
（土・日・祝日を除く）

- ◎「ねんきんダイヤル」は、全国の年金電話相談センターなどのうち、回線が空いているところに繋がります。
- ◎通話料金は一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用できます。
- ◎電話機の設定、PHSなど電話機によってはご利用できない場合がありますのでご注意ください。このような場合は、他の電話機でおかけ直しいただくか最寄りの社会保険事務所をご利用ください。

■ 石巻社会保険事務所 ☎22-5117 保険年金課（内線256・257）・各総合支所市民生活課・各支所